

議案第 1 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成23年 3 月31日

沖縄県教育委員会

教育長が、議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号)第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育庁保健体育課

1 廃止を必要とする規則の名称

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則

2 制定の経緯及び必要性

平成23年度から沖縄県教育委員会の職務権限に属するスポーツに関する事務（学校体育を除く。）は、知事が管理し、及び執行することとなることから、奥武山総合運動場は知事所管の教育機関となる。

このため、当該教育委員会規則を廃止する必要がある。

3 制定案の概要

(1) 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

(2) この規則は、平成23年4月1日から施行する。

4 添付資料

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則

○沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年3月31日
教育委員会規則第7号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定申請書等)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(事業報告書)

第3条 条例第18条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 奥武山総合運動場の体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 体育施設の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(委任)

第4条 この規則で定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(沖縄県立奥武山総合運動場の管理に関する規則の廃止)

2 沖縄県立奥武山総合運動場の管理に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第16号）は、廃止する。

(準備行為として行う申請に必要な申請書等)

3 条例附則第4項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

別記様式

(第2条関係)